

は、その月額 of 二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満

第一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満

第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満

第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

2 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうち最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

3 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつ

た期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日(六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一

日)までの標準報酬とする。

8 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業(以下この条において「育児休業等」という。)を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属

する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合員の報酬月額が第三項、第六項若しくは第十項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項若しくは第十項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の理事長が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

第四十四条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（標準期末手当等の額の決定）

第四十四条の二 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手

当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の変動が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十二項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第四十四条の三から第四十四条の五までを削る。

第四十五条第一項中「給付」を「短期給付」に改め、同条第三項を削る。

第四十六条（見出しを含む。）中「給付」を「短期給付」に改める。

第四十七条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条第一項中「給付で」を「短期給付で」に改め、「又は遺族共済年金」を削り、「これらの給付」を「当該弔慰金」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第四十九条第一項中「給付を」を「短期給付を」に、「その給付」を「その短期給付」に改め、同条第二項中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、「給付」を「短期給付」に改める。

第五十条第一項中「給付に」を「短期給付に」に、「給付の」を「短期給付の」に改め、同条第二項中「給付を」を「短期給付を」に改める。

第五十一条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条中「基づく給付」を「基づく短期給付」に改め、同条ただし書中「年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は」を削る。

第五十二条中「給付」を「短期給付」に改め、同条ただし書中「退職共済年金及び」を削る。

第五十四条中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(短期給付の額の算定の基準となる標準報酬)

第五十四条の二 短期給付の給付額の算定の基準となるべき第四十四条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

第五十五条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十五条の二中「次条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、第四章第二節第一款中同条の次に次の二条を加える。

（短期給付の制限）

第五十五条の三 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者は、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第四十七条の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項において「支払未済給付」とい

う。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病氣の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条の四 組合がこの法律に基づき短期給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十七条第二項第三号中「給料」を「報酬」に改める。

第六十一条第一項中「及び第九十六条第一項」を削る。

第六十八条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第四項中「について障害共済年金」を「について障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）」に、「障害共済年金の額（当該障害共済年金）」を「障害厚生年金の額（当該障害厚生年金）」に、「当該障害共済年金」を「当該障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法」を削り、「による退職又は老齢」を「による老齢」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改める。

第六十九条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削る。

第七十条中「の各号の一」を削り、「給料日額」を「標準報酬の日額」に、「百分の六十」を「百分の五十」に改める。

第七十条の二第一項中「(平成三年法律第七十六号)」及び「(平成三年法律第一百十号)」を削り、「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」及び「に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第二項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」及び「に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」を削る。

第七十条の三第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削る。

第七十一条(見出しを含む。)中「給料」を「報酬」に改める。

第七十二条中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十三条中「別表第一」を「別表」に、「給料に乘じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乘じて得た額に相当する」を「標準報酬の月額に乘じて得た」に改める。

第四章第三節第一款から第七款までの款名を削る。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

第七十五条から第七十七条までを次のように改める。

第七十五条から第七十七条まで 削除

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十八条から第一百一十一条までを次のように改める。

第七十八条 第七十五条第三項の規定により第七十四条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことが

できる。

第百九条から第百十一条まで 削除

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用

(地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針等)

第百十二条の三 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の四第一項又は第三項の規定により積立金基本指針(同条第一項に規定する積立金基本指針をいう。次条において同じ。)が定められ、又は変更されるときは、直ちに、これを内閣総理大臣及び文部科学大臣に通知するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険法第七十九条の六第一項、第三項又は第七項の規定により管理運用の方針(同条第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下この条及び次条において同じ。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合(第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。次項において同じ。)及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針には、組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合